

記者発表資料

補足給付の見直しの中止・撤回を求める 団体署名の提出と、見直しによる影響について

全日本民主医療機関連合会(全日本民医連)

● 東京都文京区湯島2-4-4 平和と労働センター7F

● TEL 03(5842)6451 FAX 03(5842)6460

● ご照会先(担当): 林、高梨、瀧澤 min-kaigo@min-iren.gr.jp

… 8月から実施される「補足給付」の見直しに対して

- 今年8月より、介護保険の補足給付★について、以下の見直しが予定されています。

★「補足給付」とは、施設・短期入所を利用する低所得者(本人・世帯ともに市町村民税非課税の場合)を対象にした居住費、食費(いわゆるホテルコスト)の負担軽減制度。2005年10月、施設・短期入所等の居住費・食費が全額自己負担となった際に導入されました。

- 見直しのひとつは<食費の引き上げ>です。施設では、新設される所得区分「第3段階②」に該当する施設入所者は**毎月2万2000円の負担増**になります。短期入所では所得区分に応じて**1日あたり210円から650円負担が増えます**。

ふたつめは<資産要件の見直し>です。現在、預貯金額1000万円以下(単身)の場合に補足給付の対象になりますが、これを所得区分に応じて**500万円～650万円まで引き下げます**。

- これらの見直しによって、食費の負担が困難になったり、補足給付の対象そのものから除外されることで、施設への入所や短期入所の利用を続けることができなくなる深刻な事態が生じることが予想されます。

- 補足給付は、本人・世帯とも市町村民税非課税の場合に対象となります。低所得者の負担を敢えて引き上げる、しかもそれを国民全体が様々な困難を強いられているコロナ禍のもとで実施する今回の補足給付の見直しは到底認めることはできません。

計940団体から賛同を頂きました

- ＜諸団体＞

- 社会保障推進協議会(県・地域社保協)・・・6
- 労働組合(医労連)・・・45
- 市民・当事者団体・・・128
- その他各団体・・・133

※ 署名用紙は資料の最後のページに

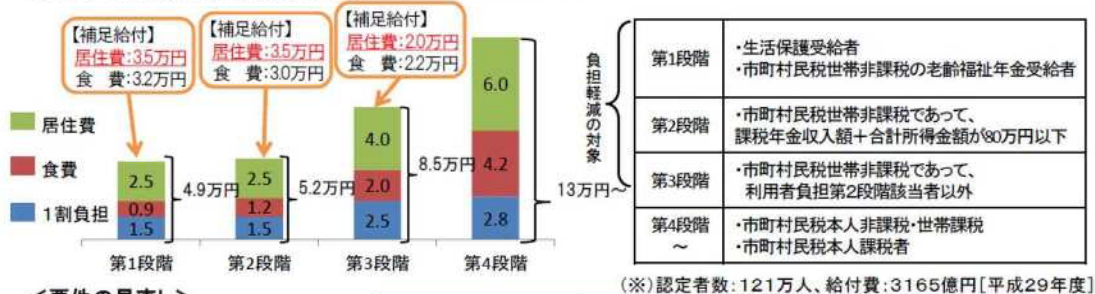
補足給付は、住所所得者対策として重要だ役割を果たしてゐたが、
 今後は、見直しによる給付削減、利用者の減退を省く必要があるので、
 特養利用者の退所と短期入所利用者の利用減少は、なるべく避けね
 ばならぬ。
 また、コロナ禍により、利用者の負担増、介護士への影響も深刻な
 ところ。また、注目は、2020年度給付の削減、中央、省減額など、削減可

「補足給付」の概要と見直しの経過

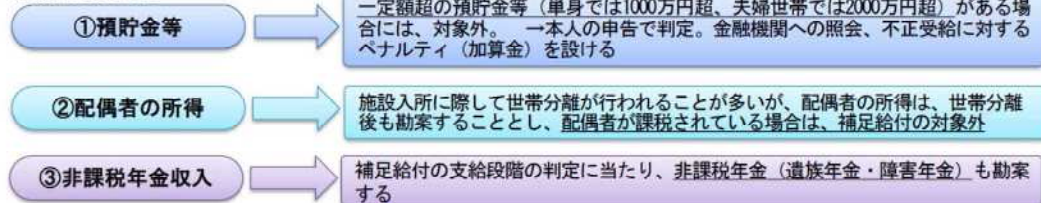
平成26年改正における補足給付の見直し【平成27年8月施行(一部平成28年8月)】

- 施設入所等にかかる費用のうち、食費及び居住費は本人の自己負担が原則となっているが、住民税非課税世帯である入居者については、その申請に基づき、補足給付を支給し負担を軽減。
- 福祉的な性格や経過的な性格を有する制度であり、預貯金を保有するにもかかわらず、保険料を財源とした給付が行われることは不公平であることから、資産を勘案する等の見直しを行う。

＜現在の補足給付と施設利用者負担＞ ※ ユニット型個室の例



＜要件の見直し＞



①、②: 平成27年8月施行、③: 平成28年8月施行

出典: 第88回社会保障審議会介護保険部会資料(2019年12月16日)

これまでの見直しによって生じた事態

■ 「預貯金等」＝資産要件の見直し

- タンス預金の申告も求める
- 証明→ 貯金通帳のコピーの提出を要請

■ 「配偶者の所得」＝配偶者要件(世帯分離)の見直し

- 世帯の家計を圧迫→ 食費の節約など
- 入所を継続するために離婚を選択
(弁護士と相談したケースも含めて民医連内で2件確認)

■ 「非課税年金収入」＝遺族年金を「収入」に勘案

- 一人暮らしの女性に生じた入所困難

■ 費用工面の目処がたたず「待機者にもなれない」事態に

今年8月からの見直しーさらに何が変わるのか？

■ 食費の見直し(1)ー施設(特養多床室の場合)の居住費・食費・利用料・介護保険料の負担合計月額

補足給付段階	収入要件			利用者数 (2019・3)
	現行	見直し案	負担月額	
第1段階	生活保護被保護者等	現行どおり	2.6万円(変更なし)	3.1万人
第2段階	世帯全員が市町村民税 非課税本人年収80万円 以下	現行どおり	4.0万円(変更なし)	17.5万人
第3段階	世帯全員が市町村民税 非課税 本人年収80万円超	第3段階① ①本人年金収入80万 円超120万円以下	5.9万円(変更なし)	31.4万人
		第3段階② ②本人年金収入120 万円超	5.9万円→8.2万円 (食費+2.2万円)	

■ 食費の見直し(2)ー短期入所(ショートステイ)

補足給付段階	現行	見直し後		受給者数
第1段階	300円	第1段階	300円 現行どおり	0.6万人
第2段階	390円	第2段階	600円 +210円	2.8万人
第3段階	650円	第3段階①	1000円 +350円	5.7万人
		第3段階②	1300円 +650円	

■ 資産要件の見直し

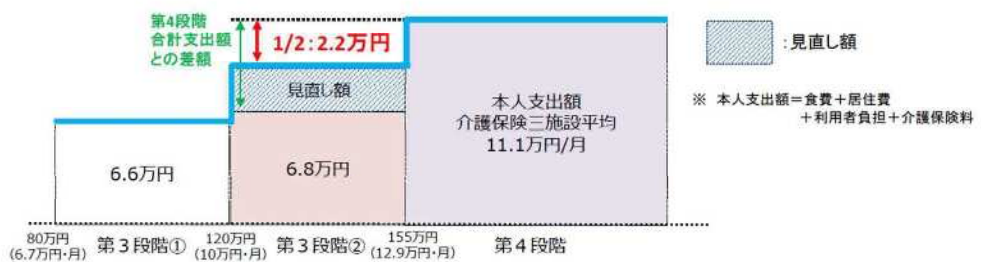
補足給付段階	資産要件		
	現行	見直し案	
第1段階	1000万円以下	1000万円以下	
第2段階		650万円以下	
第3段階		第3段階①	550万円以下
		第3段階②	500万円以下

第89回厚労省介護保険部会資料
(2019年12月27日)より

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_08696.html

月2万2000円の負担増の根拠とは(厚労省資料より)

介護保険三施設に係る第4段階と第3段階②の本人支出額(介護保険三施設平均)



本人支出額	第3段階①	第3段階②	第4段階	第4段階と 第3段階②の差額	差額の1/2 (見直し額)
特別養護老人ホーム	73,087円	74,261円	121,331円	47,070円	23,535円
介護老人保健施設	63,021円	64,195円	102,281円	38,086円	19,043円
介護療養型医療施設	63,021円	64,195円	108,304円	44,109円	22,055円
介護保険三施設平均	66,376円	67,550円	110,638円	43,088円	21,544円

- ・ 特養・老健・療養のそれぞれについて、居室類型別の利用者数(介護保険データベース※)で加重平均し、段階別の合計支出額を算出。
- ※ 第3段階①・②は第3段階の居室類型別の利用者数、第4段階は第4段階の居室類型別の利用者数で加重平均。老健と療養の別がないため、老健と療養とで同じ人数を用いている。
- ・ 介護保険三施設平均については、特養・老健・療養の値を単純平均。
- ・ 利用者負担は、第3段階①・②は高額介護サービス費の上限額。第4段階については、H28年介護サービス施設・事業所調査年報の平均利用料。(サービス類型別の数字であり、居室類型別ではない。)
- ・ 食費、居住費、介護保険料は制度上の値をそのまま利用。

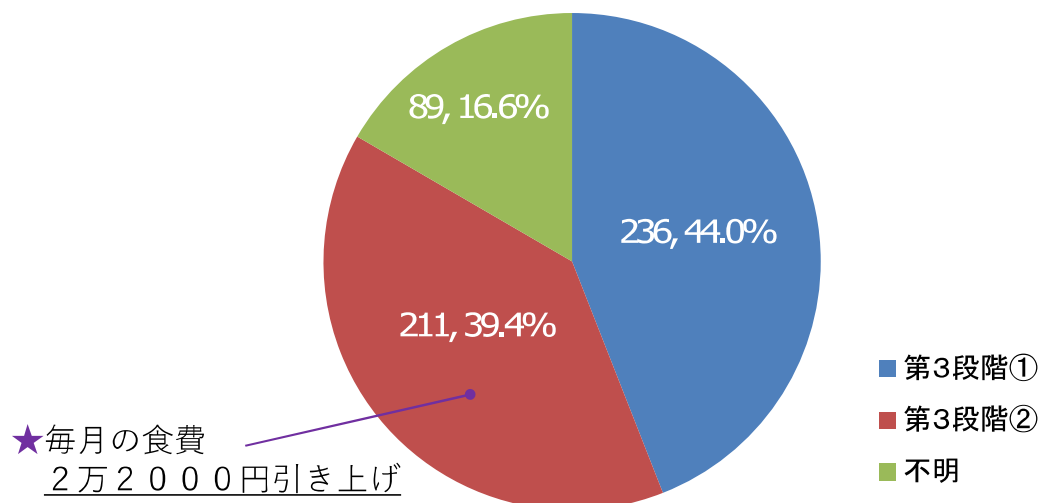
出典:第88回厚労省介護保険部会資料(2019年12月16日)

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_08392.html

所得段階の見直しに伴う食費負担の引き上げの影響(1)

第3段階②＝22,000円の負担増

施設数	現行第3段階の 該当者	見直し後の予測(2021年8月～)		
		第3段階①	第3段階②	不明
17	536	236 44.0%	211 39.4%	89 16.6%



所得段階の見直しに伴う食費負担引き上げの影響(2)

第3段階②＝22,000円の負担増

施設種別	県	2021年4月時 第3段階に該当	見直し後の見込み数		
			第3段階①	第3段階②	不明
特別養護老人ホーム	北海道	39	10	11	18
特別養護老人ホーム	山形	39	17	21	1
老人保健施設	神奈川	15	2	6	7
特別養護老人ホーム	新潟	27	16	9	2
特別養護老人ホーム	石川	19	2	16	1
特別養護老人ホーム	石川	49	24	21	4
特別養護老人ホーム	山梨	9	6	2	1
特別養護老人ホーム	長野	28	13	11	4
特別養護老人ホーム	長野	23	11	11	1
老人保健施設	長野	50	18	22	10
老人保健施設	愛知	45	26	19	0
老人保健施設	京都	27	13	14	0
老人保健施設	京都	24	8	1	15
老人保健施設	兵庫	40	12	23	5
老人保健施設	岡山	35	30	5	0
特別養護老人ホーム	福岡	48	13	15	20
老人保健施設	鹿児島	19	15	4	0
(合計)	(1380)	536	236	211	89

今回の見直しに対する本人・家族の声 ①

- 見直しがあることを知らなかった、負担が多くなると大変になる。(特養)
- 改定となると父も影響を受けます。貯金はありません。反対です。(特養)
- 負担額が変更になる可能性があるので、今からどのような生活をしていけば良いのか毎日不安に思います。(老健)
- 今の利用料の支払いだけでも収支がギリギリなのに、これ以上増えたら困る。(特養)
- 少ない年金の中から何とかやりくりをしています。今回の見直しをもう一度検討して頂きたい。(老健)
- 数千円の値上げだったらしょうがないと思うが、2万2千円も上がるのは納得できない。(特養)
- 一番弱いところから取るのはやめてください。あと数年の命ですが、どこにも行けず一日一日を過ごす楽しみは食べることです。(特養)
- 取れるところから取ろうという実に安易な発想だと思う。(特養)
- 誰もが安心して利用できる施設であるためにも見直しは行わないでほしい。年金だけでは苦しく、補足給付の見直しの中止・凍結を家族全員が願っています。(特養)
- 今回の改定については、ひとまず凍結として再度検討して頂きたい。この改定は叔父も該当してくると思います。施設入所時に年金の範囲内で利用料の支払いができるということを本人も安心して入所しました。それが改定によって年金だけでは足りなくなるかもしれません。預貯金はいざという時のお金として貯蓄してありますが、決して多いとはいえません。改定の内容を確認すると、食費がいきなり1カ月2万円近く増えてしまうようですが、あまりに負担が大きいです。(特養)

今回の見直しに対する本人・家族の声 ②

- 食費が母親の場合、倍となりそうです。施設入所費の他、税金や保険料、その他の費用を年金で支払っているわけですが、今後の生活が心配になってきました(老健)
- 90歳代の母入所中の息子「えらいこちゃ・・・自分たちの商売もうまくいっていないのに、母に対していつまで支援できるかわかりません」(老健)
- 80歳代の甥夫婦「施設に入って補足給付のことを入所して初めて知った。負担軽減の制度は役所は教えてくれないのに、締め付けることばかり国は進めるんですね。弱い者がいつも泣き寝入りですね」(老健)
- 補足給付の見直しに反対します。政府のやり方はひどいですね。課税世帯から非課税世帯になり、やっと葬式の費用100万円がたまったところです。また元の料金に戻るのはいくらもありません。毎月2万2000円値上げになると年金では賸れない。かといって貯金に余裕があるわけでもない。非常に困る。現状維持でお願いします。それでもギリギリです(特養)
- コロナ禍で自分たちも収入も減っていて、この先が不安なのに、今、親の負担も増えるとなると生活が出来なくなってしまう(特養)

寄せられた事例から

- ◆ 息子2人と同一世帯であるが、一人は精神疾患があり、要支援者で障害年金受給中。もう一人の息子も就業していない。入所者の年金と障害年金で生活している。息子は真面目な性格であり、費用が増えても支払いが滞ることはないと思うが、今までも冬でもストーブを使わず寒い中で生活しており、今回の見直しで家族の生活にはいっそう影響が出そう。本人の年金ではあるが、その年金が家族を支えている<特養>
- ◆ 本人の年金で賄いきれず、支払いが困難になる<特養>
- ◆ 家族は子の教育費(子供2人が東京で大学生活。2人分の仕送りが必要)の支払いでギリギリの生活をしているため、入所費用を負担する余裕がない<特養>
- ◆ 夫が他界した後、遺族年金の手続きが出来ておらず、遡って請求をしたため、預貯金額の要件で補足給付から外れてしまう<特養>

今回の見直しに対する施設・事業所の声 ①

- 収入の少ない高齢者に対し、負担増となるような施策は受け入れ難い。(老健)
- 預貯金額まで詳細に把握している方が少なく、資産要件の影響は不明な方が多いですが、実施となれば影響は大きいと思います。(老健)
- 利用者及び家族が今改定内容についてしっかり理解されているか不安なところがある。(特養)
- 利用者はもちろんのこと、ご家族も補足給付の見直しをご存じの方はいらっしゃいません。このままだと制度変更された後に混乱が生じることは必至であり、当件をご家族に説明する施設の側に大きな負担が発生することを危惧しています。(老健)
- 利用料金が増えることで、施設を退所しなくてはならないケースやショートステイの利用を抑えるケース、更には利用料金が納入できず未払いの件数が発生若しくは増加等について、今後確認していかななくてはならない。(老健)
- 負担が上がる方が多いと思う。そうなれば年金が増えるわけではない中で困る方が多数。この減額制度があっても何とか入所を続けられている方もいるため、退所を余儀なくされるケースが生じるのではないかと心配。(老健)
- 現時点で支払いが遅れがちの方が「第3段階②」に該当しそう。本来であればご本人の年金であるため、本人に利用料に充てられるべきではあるが、実際はご家族の生活費に回っていることも多い。ご家族の生活費が削られる結果となる。(老健)
- 在宅療養の中で短期入所を利用し、暑い時期、寒い時期は施設入所を利用するなど短期入所と施設入所を併用している方もいる。施設入所と短期入所で食事代の減額幅が変わるということなのか、利用者も現場も混乱すると思う。(老健)
- 介護は長期になるので、長期になるほど負担が大きくなり家族の支援が必要となるのではないかと心配する。支援する家族の今後にも関わってくる。(老健)

今回の見直しに対する施設・事業所の声 ②

- 地域がら高所得の方はごく一部であり、ほとんどのご家族はやり繰りをされて入所費用を払っておられます。費用面だけをみれば在宅介護の方が負担が少なく済むなか、様々な理由で在宅に比べて費用負担の大きい老健をご利用になっています。安心して親の介護を任せられる施設・制度を壊さないで頂きたいと思います。(老健)
- 支払いが困難なため施設減免など応じているが、今後支払いが困難となる事例が多発するとされる。特に、夫婦二人暮らしの利用者などは影響が大きい。介護にとどまらず、受診控えなどにもつながるとされる。(老健)
- 資産要件の見直しにより、入所費用の負担が大きくなるご利用者が増えることが予測され、入所相談が減ることが考えられる。短期入所のサービス利用控えが懸念される。(老健)
- 高額介護サービス費制度を申請できたとしても、一時的に負担することが困難な利用者・家族が増加すると思われる。(特養)
- 当法人2施設の利用者アンケート調査を行ったところ、対象者61名のうちアンケート回収数39名(回収率63.9%)で、第3段階にあたる方のうち8名が、第2段階にあたる方のうち1名が資産要件に該当し、補足給付の適用から外れる可能性があります。(特養)
- 支払いができないため、入所自体が困難となり、申請をとり下げるケースはこれまでもあった。短期入所で支払いがむずかしいため利用を中止、または利用日数を減らすことは改定のたびにみる。(老健)
- <医療機関から>回復リハビリ病棟等から老健施設に退院するケースが多数あるが、補足給付が見直されることで退院後の受け入れ先の確保がいっそう困難になる。(病院)

コロナ禍で起きていること

一経済的事情による利用困難・介護格差の広がり

- デイサービスで、利用者家族の家業(飲食)がコロナの影響で廃業になり、その関係で利用が中止になった
- 休業に伴って収入減となったため、サービス利用を制限している事例がある
- 介護と仕事を両立させ奮闘していた家族の雇用がコロナ禍で不安定となり、費用負担が厳しくなったケースがある
- 老健の入所者で、家人の就労機会が減ったことで利用料支払の相談あり
- 家族が非正規労働で出勤日数を減らされたため、高齢夫婦の年金が生活の糧になっている
- グループホーム入居者の息子が派遣切りにあい、本人の生活保護費を生活費にあてたため、利用料の支払いが滞った
- 緊急事態宣言時に家族(建設関係)の仕事が激減し、食事代も捻出できなくなった。給付金の10万円で何とか凌いだだが、仕事の再開後、家族が感染症を気にするため、利用者本人が通所リハの利用・外出をやめたことで体力が低下

出典:全日本民医連・コロナ禍のもとでの介護事業所実態調査(2020年11月)

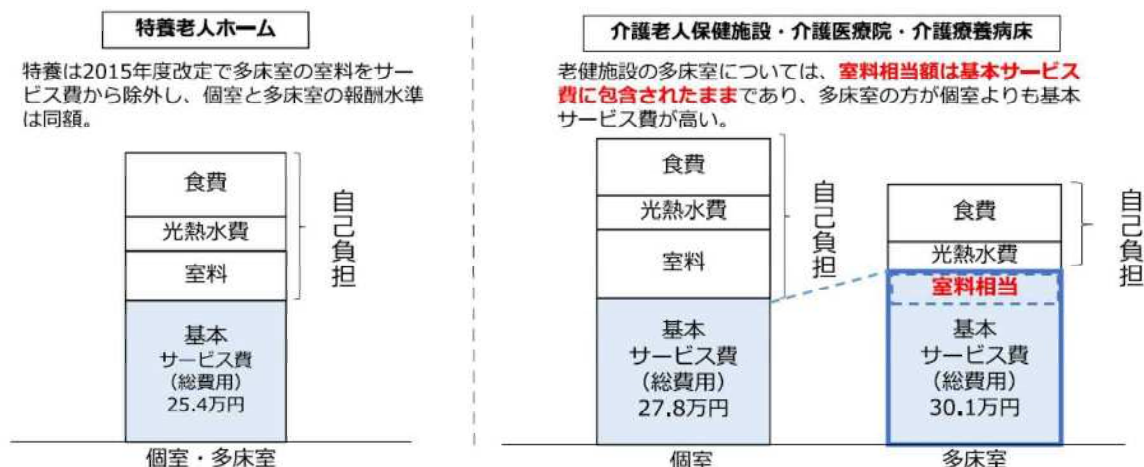
Y-HAYASHI @ 全日本民医連

老健施設等多床室について居住費の徴収を提言－財政制度等審議会

多床室の室料負担の見直し

資料Ⅱ－１－60

- 制度創設時、「施設介護については、在宅介護とのバランスや高齢者の自立が図られてきている状況から見て、食費等日常生活費は、利用者本人の負担とすることが考えられる」とされた（「高齢者介護保険制度の創設について」（1996））。このため、2005年度に、食費と個室の居住費（室料＋光熱水費）を介護保険給付の対象外とする見直しを実施（多床室は食費と光熱水費のみ給付対象外）し、2015年度に、特養老人ホームの多床室の室料負担を基本サービス費から除く見直しを行った。
- しかしながら、介護老人保健施設・介護医療院・介護療養病床の多床室については、室料相当分が介護保険給付の基本サービス費に含まれたままとなっている。
- 居宅と施設の公平性を確保し、どの施設であっても公平な居住費（室料＋光熱水費）を求めていく観点から、令和6年度に開始する第9期介護保険事業計画期間から、給付対象となっている室料相当額について基本サービス費等から除外する見直しを行うべき。



出典：2021年5月21日 財政制度等審議会「財政健全化に向けた建議」（参考資料2）

https://www.mof.go.jp/about_mof/councils/fiscal_system_council/sub-of_fiscal_system/report/index.html

私たちの提案・要求

■ 補足給付（施設等の居住費・食費）に関わる当面の提案・要求

- 8月からの補足給付の見直しの実施を中止・凍結すること
- 補足給付の要件について、2005年10月のスタート時に戻すこと
- 老健施設など多床室に対する居住費徴収の検討を行わないこと

2021年介護請願署名

一介護をする人・受ける人がともに大切にされる制度へー

- ・中央社保協 ・全労連 ・全日本民医連
- ・認知症の人と家族の会
- ・21世紀・老人福祉の向上をめざす施設連絡会
- ・いのちと暮らしを脅かす安全保障関連法に反対する医療・介護・福祉の会
- ・「守ろう！介護保険制度」市民の会

- 1 安心して介護サービスを提供できるよう、新型コロナウイルス感染症に対する対策を強化すること
- 2 介護保険料・利用料負担の軽減やサービスの拡充など介護保険制度の抜本的な改善を行うこと
- 3 すべての介護従事者の給与を全産業平均水準まで引き上げること、その財源は全額公費負担でまかなうこと
- 4 介護保険財政における国庫負担割合を大幅に引き上げること